

1. 議事日程（第15日目）

日程第 1 一般質問

1. 塩田 真一
 - (1) 新ごみ処理施設整備運営事業に関する費用負担について
 - (2) 新ごみ処理施設建設に関する費用について
 2. 宮下 昌子
 - (1) 学校給食費の徴収について
 - (2) 障がい者福祉について
 - (3) 「公衆トイレ」の維持管理について
 3. 井手口隆光
 - (1) 産後ケア事業について
 - (2) 再生可能エネルギーについて
 - (3) 市民等からの要望事項に係る執行部の対応について
 4. 何川 雅彦
 - (1) 子ども医療費助成事業における助成方法の見直しについて
 - (2) 生成AIの自治体業務での活用について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（14名）

議長 桑原 千知		
1 番 北垣 洋	2 番 井手口隆光	3 番 木下 文宣
4 番 何川 誠	5 番 塩田 真一	6 番 嶋元 秀司
7 番 田中 辰夫	8 番 何川 雅彦	9 番 宮下 昌子
10 番 西本 輝幸	11 番 高橋 健	12 番 小西 涼司
15 番 田中 万円里		

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	堀江 隆臣	副	市	長	村田 一安										
教	育	長	岩崎 宏保	総	務	部	長	坂田 結二								
企	画	政	策	部	長	坂本 公生	市	民	生	活	部	長	水野 博之			
経	済	振	興	部	長	山本 一洋	建	設	部	長	岩永 裕一					
健	康	福	祉	部	長	濱崎 裕慈	教	育	部	長	赤瀬 耕作					
水	道	局	長	桑原 成明	上	天	草	総	合	病	院	事	務	部	長	須崎 朝幸

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議	会	事	務	局	長	山	川	康	興	局	長	補	佐	山	崎	大	勝
主	幹	四	丸	雄	介	主	事	松	原	ち	ひ	ろ					

開議 午前10時00分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桑原 千知君） 日程第1、一般質問。

通告があつておりますので、順次発言を許します。

5番、塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） おはようございます。

5番、塩田真一。議長の許可がありましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

今回も、新ごみ処理施設整備運営事業に関する質問を行いますが、上天草市の代表として天草広域連合議会に参加する以上は、上天草市、また、天草圏域住民の利益につながるよう自分なりに真剣に取り組む、連合勉強会、また、同僚議員との意見交換などを通じ質問討論してきた内容を含めながら質問いたします。

先日の新聞報道であつたとおり、天草広域連合新ごみ処理施設の建設契約の締結が連合議会で議決されました。これから事業は前に進んでいくこととなります。細かい事業の内容については、広域連合のお話であります、それに負担金を支出するのは各構成市町となります。

今回は、新ごみ処理施設整備運営事業に関する上天草市の財政負担について質問確認を行いたいと思います。新ごみ処理施設整備運営事業は、施設の建設と19年9か月の運営を一体的に発注、入札するDBO方式です。予定価格は369億4,000万円で、その内訳は、建設費177億9,000

万円、運営費191億5,000万円となっています。それに対して、今回の落札額は368億5,000万円で、その内訳は、建設費159億5,000万円、運営費は209億円となっています。

まず、運営費209億円についてお尋ねをいたします。この運営費は、全て各市町の一般財源にて負担をされるという理解でよろしいでしょうか。説明をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

新ごみ処理施設の設計建設費については、環境省の循環型社会形成推進交付金の対象となりますが、施設の維持管理運営費は交付金の対象とはなりませんので、各構成市町の一般財源からの拠出により運営を行っていくこととなります。

○議長（桑原 千知君） 塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） 運営費については、昨年7月の負担割協議や予算可決時の想定と比べ、17億5,000万円増額しています。これを運営期間の19年9か月で割ると、年間当たり8,800万円の増額となったことが分かります。昨年7月の時点で、令和9年度以降のごみ収集経費を含めた天草全体のごみ処理経費を年間17億円と想定しておりましたので、今回契約を締結したことで、年間17億8,800万円が令和9年度以降の新たな見込みになります。この額について人口割をすることになりますが、上天草市の負担は、おおむねどの程度になりますか。昨年7月時点の試算等から比較しながら説明をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） お答えいたします。新ごみ処理施設の維持管理運営費に係る負担金について、天草広域連合に確認しましたところ、令和4年7月時点で算出した本市の負担金は年1億3,658万円3,000円で、今回の契約額で算出した新ごみ処理施設稼働後の負担金が年1億5,890万円1,000円でありますので、年間約2,232万円の増となります。また、収集運搬費、中継施設運営費など、本市の直営費を含めたごみ処理経費の比較としましては、昨年7月時点で、年間約3億8,858万円と算出されていたものが、今回の契約額で年間約4億1,090万円となる見込みでございます。

○議長（桑原 千知君） 塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） 今回、この契約を締結したことで、昨年7月の時点の想定と比較し、上天草市としては年間約2,000万円ごみ処理経費が増額したことになります。現在の上天草市が支出しているごみ処理経費が年間3億6,000万円程度と言われているので、現在と比べても、5,000万円増となります。

新施設の運営期間19年9か月を考慮すれば、約10億円の負担増となります。この10億は、松島中継施設の整備に相当するかなり大きな額です。このように、上天草市の経費負担は想定以上のものになったわけですが、これによって、現在計画している松島中継施設の整備の在り方には影響はないのでしょうか。過去の答弁を踏まえれば、住民サービス維持のため必要な施設であるということであったと思います。私もそれには同感であります。経費負担が増えると、整備の

方針が揺らぐのではないかと懸念をしております。見解をお尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） お答えいたします。本市では、天草広域連合が進める新ごみ処理施設整備計画の実施に伴い、市民皆様の負担が増えない収集運搬、サービス低下の防止対策など様々な角度から検討を行ってきたところでございます。本市が計画しているごみ処理中継施設を整備することで、域内におけるごみ収集体制の維持及び施設への直接搬入が可能であり、住民サービスの低下を防ぐこと、天草広域連合が進める天草圏域でのごみ処理体制の構築など総合的な観点から中継施設の役割は非常に高いものと考えています。

また、中継施設の整備についても、天草広域連合が整備する新ごみ処理施設と同様に環境省の循環型社会形成推進交付金を活用した整備を行う計画としていただいております。

今回の新ごみ処理施設整備に係る契約を鑑みれば、構成市町それぞれで維持管理運営費については当初の計画より負担増となりますが、天草広域連合が主体となり、域内全域での生ごみの水切りを推進するなど、ごみの減量化に取り組んでおり、環境に優しい天草を目指し、一致団結して、新ごみ処理施設の健全な運営を目指し取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） 広域連合としては、契約が議決されましたので、あとは、着々と新施設の建設と運営を行うこととなります。上天草市としては、この契約締結によって増額した年間2,000万円相当の負担をせめてでも削減する必要があります。ごみ減量化は当然のこととして、それ以外で、例えば、ごみ収集の効率化など経費削減に向けた取組について現段階で考えていることがあれば説明をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） お答えいたします。ごみ処理に必要な経費削減のための取組につきましては、資源ごみの適正な分別及び生ごみの水切りなど、ごみの総排出量を減らすことが最も必要な対策であると認識をしております。そのため、市民の皆様の御協力が不可欠でありますので、ごみ分別の徹底や生ごみ処理機を活用した堆肥化の推進など、排出ごみの減量化に向け、引き続き市民の協力を呼びかけてまいります。

経費削減に向けたその他の取組につきましては、新ごみ処理施設への効率的な運搬による経費削減などが考えられますが、他自治体の取組状況などを研究の上、より効率的なごみ処理体制の構築に努めていく所存でございます。

○議長（桑原 千知君） 塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） 次に、建設費の負担について質問いたします。建設費159億5,000万円については国庫補助がありますが、どの程度の額になるのか、お尋ねいたします。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） お答えいたします。新ごみ処理施設整備事業に係る設計建設費につきましては、環境省の循環型社会形成推進交付金が活用されることとなりますので、交付

金の予定額について、天草広域連合に確認を行ったところでございます。循環型社会形成推進交付金の交付率は交付対象経費の3分の1でありますので、今回の契約額を当てはめると、最大53億1,000万円の交付額を見込んでいるとの回答であったところでございます。

○議長（桑原 千知君） 塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） 159億5,000万円から国庫補助を差し引いた残りが連合負担金となります。これを負担割のルールに基づいて各市町で案分して負担することになります。施設完成まで約4年程度ありますが、年度別の上天草市の負担について説明をお願いします。

また、過疎債借入れに伴う普通交付税措置を含めながら、上天草市の建設費における最終的な負担額、一般財源の額について説明をお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） お答えいたします。新ごみ処理施設の設計建設費につきましては、各構成市町における単年度の負担が大きくなるよう負担金を平準化した上で拠出する予定としているところでございます。年度ごとの負担金の額を天草広域連合に確認したところ、各構成市町の財政部局との調整などを行う必要があるため、現段階では、年度別の負担金額については確定していないと報告を受けております。

なお、本市が負担する設計建設費の負担総額は、昨年と同文議決によって決定された負担割により算出した場合、総額約25億1,320万円の負担額となる見込みでございます。本市では、新施設の設計建設費に係る財源について、過疎対策事業債の活用を計画しており、負担予定額の7割は普通交付税の基準財政需要額に算入される予定でありますので、残り3割の約7億5,396万円が上天草市の一般財源となる見込みでございます。

○議長（桑原 千知君） 塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） 参考までに、建設費について、天草圏域全体の一般財源はどの程度になるか説明をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） お答えいたします。設計建設費の総額は159億5,000万円であり、国の循環型社会形成推進交付金を交付対象経費の3分の1、53億1,000万円と予定し、残る106億4,000万円が各構成市町の負担総額となる見込みとなります。本市を含め、各構成市町では、先ほども述べましたように、過疎対策事業債の活用を予定しており、一般財源106億4,000万円のうち元利償還金の7割は普通交付税の基準財政需要額に算入される予定でありますので、対象経費の3割となる約31億9,000万円が天草圏域全体の一般財源となる見込みでございます。

○議長（桑原 千知君） 塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） 予算ベースの177億9,000万円であった場合、上天草市の一般財源の負担はどうなっていたのでしょうか。また、併せて天草圏域全体についても説明をお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○**市民生活部長(水野 博之君)** お答えいたします。本市では、先ほども述べましたように、今回の契約額で天草広域連合への設計建設費に係る負担金が約25億1,320万円となる見込みでございます。当初計画していた本市の予算ベースでの負担金は28億3,435万円でありましたので、設計建設費については、約3億2,115万円の減額ということになります。

各構成市町が負担する全体の設計建設費につきましては、今回の契約額で、天草広域連合への負担金が約106億4,000万円となり、予算ベースでの試算額は118億9,000万円でありましたので、約12億5,000万円の減額が見込まれるところでございます。

○**議長(桑原 千知君)** 塩田真一君。

○**5番(塩田 真一君)** 建設費については安く抑えられたということになりますが、逆に、運営費が高くなったので、この事業全体に対する上天草市の一般財源の支出というのは、昨年7月の予算可決時の想定より増加をし、上天草市にとっては厳しい落札状況になったのも事実です。さらに、今回の落札額368億5,000万円全体で見たとき、2市1町の一般財源は、おおよそ241億円。予算額であった369億4,000万円の一般財源は227億円となりますので、天草全体としても14億増と厳しい結果となりました。

これまで新ごみ処理施設整備運営事業の落札結果に関する上天草市の負担について確認を行いました。この金額というのは、全て同僚議員との意見交換の中で判明した事実です。当の広域連合事務局からは、この件については、連合議員には一切の説明もあっておりません。そこで確認したいのが、この入札結果によって、このような負担となるというのは、連合議会の開会前に連合事務局から説明などがあって、上天草市担当部局は把握をしていたのでしょうか、説明をお願いします。

○**議長(桑原 千知君)** 市民生活部長。

○**市民生活部長(水野 博之君)** お答えいたします。入札結果に係る契約予定者の入札総額につきましては、本年5月末に、天草広域連合のホームページで開示されていたものの、設計建設費、維持管理運営費それぞれの額は明示されておらず、当該情報の把握につきましては、天草広域連合が主催した8月10日の連合議会全員協議会資料として、8月4日に各構成市町へ情報共有されたところでございます。

8月24日の天草広域連合議会前に、広域連合から入札結果に伴う各構成市町の負担割合の変動に係る説明は受けておりませんが、設計建設費、維持管理運営費に係る費用負担につきましては、昨年と同文議決によって決定された負担割合に基づき、8月4日以降は試算出来たところでございます。

○**議長(桑原 千知君)** 塩田真一君。

○**5番(塩田 真一君)** 今回、私は、連合議会において、この契約締結には反対の立場をとりました。新聞で報道されているとおり、天草圏域最大の課題でもあった焼却灰の処理条件は、事業者の要求によって履行義務期間が20年間から5年間に短縮をされ、残りの15年間の取扱いについては、事業者との協力というだけで、どういう協力体制なのかははっきりしておりま

せん。

また、総合評価一般競争入札における技術評価の結果も、全国の落札者は7割特定するところを、今回の落札者は5割というかなりの低水準でありました。これらの点は広域連合の問題なので、この場で掘り下げることにはしませんが、私が反対の立場をとった理由の一つです。

そして、反対の立場をとったもう一つの理由というのが、これまで確認をしました財政負担の面です。これまで確認をさせていただきましたが、今回の契約を締結することで、昨年7月に予算可決した際の想定より、一般財源が天草全体として14億円増加します。

また、現在、天草全体でかかっているごみの収集経費を含めたごみ処理経費が17億2,000万円であるのに対し、今回の契約を締結することで17億8,800万円程度となります。現在の処理経費より、年間6,000万円程度増額することになります。ごみ処理施設を集約化し、天草全体のごみ処理経費を減らすはずのこの事業が、契約を締結することで、むしろ逆の効果をもたらすという矛盾した構図となってしまいます。

少しまとめますと、一般財源も想定以上に支払うことになった。また、ごみ処理施設を集約化したところ、逆に、経費がかかるようになったということになります。特に、ごみ処理施設を集約化したところ、逆に経費がかかるようになったという点については、広域連合の組織としての意義と、この新ごみ処理施設整備事業の意義と逆のものになります。思い起こしてみれば、昨年7月の負担割りの可決、そして、予算可決の際、ごみ処理施設を集約化することによって経費が安くなる、そういう説明を受けてきましたし、誰もが期待していたことであつたと思います。それらを思えば、苦渋の判断ではありましたが、この契約に賛成することは、連合議員として出来ない判断いたしました。

引き続き質問いたします。これが、最後の質問となります。新ごみ処理施設整備運営事業、今回の工事契約締結は、いろいろな意見がある中で可決をされました。よりよいごみ処理施設をという中で賛成反対意見は分かれてきましたが、共通して聞かれるのは、この370億円近い事業を進める上で情報発信が少なかったのではないかという点です。実際、新聞報道でも、広域連合側のコメントとして、議会に説明するタイミングを逸したという趣旨のものが掲載をされています。

今後、上天草市としても、新ごみ処理施設整備運営事業に関連して中継施設の整備が控え、ごみ収集の在り方など直接的に住民の方に影響が発生することもあると思います。そういう意味では、今後、適切なタイミングでの情報発信、それに伴う理解、住民の方を含めた意見交換というのが重要ではないか。これまでの新ごみ処理施設整備運営事業の進め方を検証し、広域連合、上天草市の協力体制というのをより強固にしなければならないかと考えるわけですが、最後に、その辺りの堀江市長のお考えをお聞かせください。

○議長（桑原 千知君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 新ごみ処理施設整備事業を進めていく上で、天草広域連合と構成市町であります2市1町の協力体制というのは非常に重要であると考えております。天草広域連合の新ごみ処理施設整備のめどが立ったということで、本市が計画しているごみ処理中継施設の

計画的整備、あるいは、周辺住民への説明、そして、合意形成についても、天草広域連合と連携のうえ取り組んでいくということになるかと思えます。ごみ処理を含めた生活環境の整備は、市民及び地域環境を守るための重要な取組でございます。事業を進めるに当たって天草広域連合との連携、情報共有を図りながら、市議会、そして、地域住民の理解を得られるよう適切なタイミングでの情報発信等に努めて事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 塩田真一君。

○5番（塩田 真一君） ありがとうございます。少し振り返ってみますと、昨年7月、負担割を議決した際、これまでの処理経費より上天草市が年間3,000万円増額した点についても、事後的に判明をいたしました。そして、今回、運営経費が増額となり、天草全体の処理経費が増額となったことは、連合議会としては、いまだ説明を受けておりません。これは、広域連合の問題なので、連合議会で改めて確認していく必要があるわけですが、先ほども申し上げたとおり、今後、上天草市では、中継施設の整備やごみの収集、分別の方法の変更など、住民の方に直接的に影響する変化が多く発生すると思えます。そういう中で適切な情報発信と共有、そして、それに基づいた意見交換というのは、これまで以上にその重要性は増してきます。

今後は、これまで以上に活発な意見交換をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、5番、塩田真一君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時36分

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 9番、日本共産党、宮下昌子です。

それでは、通告に従い質問をいたします。まず、学校給食費の徴収についてです。8月29日に公立学校の給食費の徴収管理について、文科省の調査発表がありました。その発表によると、給食費を教職員が集め、校長などの個人口座で管理している自治体が6割以上もあるということで、文科省は、個人口座の使用は不透明な会計につながる恐れがあり、全国の教育委員会に対し、自治体が徴収して管理するよう要請するというものでした。

上天草市では、現在どのような徴収方法となっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） よろしく願いいたします。

本市の学校給食調理場は、効率的な給食調理場の経営を行うため、学校給食法第11条1項及び2項に基づき、市においては、施設整備の管理及び給食技師や調理員の配置、光熱水費の支払いなど、主に調理場運営に係る側面的な業務に携わっており、各小中学校においては、学校長を

場長として給食費の徴収や材料の発注、支払い、給食の提供などの調理場の運営を行っております。

御質問の給食費の徴収方法につきましては、小規模の湯島小中学校を除き14校の小中学校では、口座からの引き落としにより学校給食費を徴収しています。なお、湯島小中学校では、保護者により各家庭から給食費を徴収しているところです。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 口座引き落としということですがけれども、その徴収事務をされているのは、どなたでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） 基本的には、学校の事務職員が担当していると聞いております。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 事務の職員が担当ということですがけれども、事務職員がいない学校がありますよね。教良木小学校、維和小学校もそうですかね。そういうところはどうなっているのでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） 事務職員が配置されていない学校は、基本的には教頭先生が行うようになっておりますが、本市は学校給食センターを二つ置いておりますので、教頭先生と連携しながら事務を進めているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 分かりました。次に、滞納があった場合の督促や徴収についてですが、滞納があった場合には、どういうふうにされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） 給食費につきましては、先ほども申しましたが、ほとんどの世帯において口座引き落としにより納入が行われており、各学校においても、残高不足等で納入が遅れることが数件あるとのことで、給食費の納入が遅れる世帯については、学校の担当職員、事務職員等ですがけれども、電話連絡や文書による通知を行うなど催促を行うことで、ほとんどの世帯から納入がされていると聞いています。また、少なくともはありますが、それでも納入がされない世帯もあることから、毎月、電話や催促を行うなどして納入を呼びかけており、その対応に苦慮されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 今、滞納はそんなに多くはないということですがけれども、滞納があった場合の督促とか徴収については、やはりその担当の事務職員の先生とか、担任の先生とかにも関わってくるのではないかと思います。

報道によりますと、先生たちの負担も大きくなっているということでしたので、文科省では、公会計化に進めたほうが良いということのニュースでした。この公会計化ということですが、報道によると、導入している自治体が全国1,493自治体のうち519自治体で、34.8%。また、準備、検討しているという自治体は454自治体で、30.4%。予定なしとしたのは520自治体で、34.8%ということです。県内では、導入自治体が19%、準備検討が59.5%、予定なしは21.4%だったそうです。県内の報道については、熊日新聞に載っております。上天草市は、このことについて、どう回答されているのでしょうか。文科省も要請するということですので、併せて公会計化について教育委員会ではいかがお考えなのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） お答えいたします。

学校給食費の公会計化につきましては、教職員の長時間勤務が社会問題となる中、教職員の業務負担の軽減につながるものとして、文部科学省から、学校給食費徴収管理に関するガイドラインが作成され、学校給食の公会計化の取組を進めるよう通知がなされるなど、その必要性については認識しているところでございます。

しかしながら、公会計化の導入に当たっては、市内小中学校16校が行っていた給食費の徴収管理業務や催促業務、欠食にかかる給食費の調整、払戻し、食材の入札制度に係る調達支払い業務など、多岐にわたる業務を教育委員会が取りまとめて受け持つこととなり、運営に当たり、組織の設置や職員の増員による体制整備及び公会計化に係るシステム導入等が必要となります。

また、食材の入札制度に係る調達支払い業務につきましては、透明性、公平性を確保した上で、これに対応できる事業者の確保に併せ地元食材の購入など小規模取引に対応する仕組みづくりなど、手続の簡素化や業務運営の効率化を進める必要がございます。

先ほども申しましたとおり、文部科学省からの通知がなされ、公会計化を進める必要性は十分に認識していますが、公会計化を進めるには課題も多く、学校給食に係る公費負担も増大していることから、これに対応する組織づくりと費用の確保を念頭に置き、給食センター等のセンター化を図るなど検討を進め、業務の効率化を図る必要がございます。

また、政府において、異次元の少子化対策として、給食費の無償化が検討されていることから、その動向を注視しながら、公会計化に係る調査、研究、調整を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 先ほど一つ質問したのに答えていただけていないですが、文科省がアンケートをとったときにどんなふうにご答えられたのかというのは、予定なしですか。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） すいません。基本的に検討ということで回答しております。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 回答には、引き続き検討するという事なので、1番多い自治体がそんなふうには答えているんですけども、それと、もう一つ、この学校給食費を徴収するに際して、学校側が通帳を持っていると思うんですけども、その調査によると、校長先生とか個人口座により管理しているところも結構あったんですけど、上天草市の場合はどうなんですか。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） 本市における学校給食費等を管理している口座の状況につきましては、全ての学校において、給食費を取扱う会計用の学校口座を開設しており、校長先生名義の個人名義の通帳等は使用していないということでございます。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） その個人口座による管理方法は、着服問題なども過去に起きているそうですので、それと、教員による徴収で負担が増えているということもありますので、上天草市では、学校という団体での口座ということですので、それは心配しなくてもいいかなと思います。

この公会計化ですけれども、先ほど部長が公会計化にすると、こういうふうになるということをおっしゃいましたけれども、食材の調達であるとか、なるべくなら地元の食材を使うほうがいいわけですから、そういうので大変ということと、あと、システム化も言われましたけれども、天草市はこの公会計化が進んでいるんですよ。もうやっています。私が調べたところで、玉名市も今年の春から公会計化になっているようでした。学校側の負担とならないように公会計化に移行するというのは、引き続き検討すると答えられたそうですけれども、早急にこれは進めていくべきではないかと思います。

私がこの給食費の問題でいろいろ調べる中で出てきたのが、これは通告していませんので、私のこの給食問題についての最後の要望ということで聞いていただければと思いますけれども、さっき部長が言われたように、国が学校給食費を完全無償化すると、そういう事務的なことが要らなくなるので、それが1番なんですよね。ぜひ、国が小中学校の給食費の完全無償化を実施していただくということを私は要望しているんですけども、上天草市の場合は、市長の英断で、物価高騰の対策ということで全児童生徒が月500円ですね。それと、多子世帯の負担軽減ということで、第2子以降を2分の1補助しますとなりました。

これは、私も給食費の無償化については、これまで議会でも取上げてきていますので、一歩前進ということでよかったと思っておりましたが、いろいろ調べる中で、実際に事務的な処理をしておられる方の話として、全児童500円というのは、皆から500円引けばいいわけだから、いいんですけど、この第2子以降というのがとても大変だということをお聞きしました。その家庭によって皆違うわけだから、全生徒を、そこは第1子なのか、第2子なのか、第3子なのかというのをせないかんわけですよ。しかも、義務教育の小学校中学校まで在籍している子供の第2子だったですよ。その家庭の長男、次男とかじゃなくて、小中学校にいる子供のうちの2番

目の子供から半額ということだったと思うんですけど、上の子が卒業したら、その下の弟か妹は今度は補助がなくなるわけですよ。そういうので、事務处理的にとっても大変というのを聞いたんですよ。それで、そのことは通告はしていませんでしたのであれですけど、教育委員会には入ってきていないんでしょうか。聞いていないなら聞いていないでもいいです。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） この制度設計の段階で、事務処理が非常には難しくなるのは、当然私たちも考慮したところで、学校と連携しながらやっているところですが、直接的に事務が困難であるという情報は私のところには入っておりません。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 公会計化にするにしても何にしても、この事務的な処理というのは、第2子以降というのがとても大変になると思いますので、そういう意味でも全児童一律に幾ら補助するとすると、そういう面倒な事務処理は要らないのかなと思いますので、事務の軽減のためにも、このことについては、今後、ぜひ、教育委員会でも現場の声を聞いていただいて検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（桑原 千知君） 教育部長。

○教育部長（赤瀬 耕作君） 基本的に、この制度自体の1番当初が物価高騰によるということで、その継続で市長のマニフェストもございまして、この給食費の負担をということで制度設計を緊急に作った部分もございまして。一人当たりということでやればという御提案でございまして、今後それも含めて検討させていただきたいと考えております。

○9番（宮下 昌子君） 事務的なものが大変というのも含めて、どういう状況か現場の先生方に聞いていただければと思います。

次に移ります。障害者福祉についてですけれども、まず、重度心身障害者医療費助成というものがありません。現在、上天草市では、一旦、窓口で支払う償還払になっていると思いますが、現物給付にしてほしいという声をお聞きしました。天草市では、現物給付と償還払の二つの方式になっているようです。上天草市では、それがなぜ出来ていないのか。その対応についてお尋ねします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） よろしくお願いいたします。お答えします。

本市におきましては、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者医療費助成事業におきまして、重度心身障害者の医療費に要した一部負担金の額から、自己負担額及び高額療養費等の額を控除した額を助成しているところでございます。

先ほど議員申されましたけども、現在、重度心身障害者医療費の助成方法につきましては、一旦受診した医療機関の窓口で一部負担金を支払い、後日、市に助成の対象となる経費について助成申請の手続を行う償還払いとなっております。

議員御質問の現物給付につきましては、受診する医療機関の窓口において、受給者証を提示す

ることにより、自己負担額のみを支払うことになるものでございまして、現物給付化に当たりましては、市の事務負担軽減をする観点から、当該医療機関へ重度心身障害者医療費助成額を支払うための審査支払いに関する業務を熊本県国民健康保険団体連合会社会保険診療報酬支払基金熊本支部及び熊本県後期高齢者医療広域連合へ委託する必要があることから、これまで現物給付化を見送ってきたところでございます。

今般、本年5月に、熊本県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金熊本支部におきまして、県内全ての市町村を対象に、重度心身障害者医療費助成に係る審査支払い業務を、令和6年1月診療分から受託できる予定となりまして、現在、宇城市におきまして先行して現物給付化の協議調整を行っております。

本市におきましても、その状況を参考に、受給者の利便性の向上と市の事務負担の軽減を図るため、早期の委託に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

また、受給者の約半分を占めております後期高齢者医療保険の被保険者につきましては、当面、審査支払い業務を委託することが出来ないとなりますので、受給者が償還払いの手続をすることなく医療費を助成できるよう検討を進めるとともに、熊本県後期高齢者医療広域連合に対しましては、引き続き、審査支払い業務の受託を要望していきたいと考えているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 分かりました。今の部長のお答えをお聞きして、早期に取組んでいく、取組を進めていくということですが、先ほども言いましたように、お隣の天草市では、もう現物給付と償還払の二つになっている。これは、先ほど言われたように、後期高齢者医療になる人たちのほうがなかなかまだ難しいということだと思います。宇城市も現物給付へ動いているということなので、ぜひ、このことについても、高齢になればなるほど、障害者ですから、病院に行くのもやっとなのかもしれないし、家族が連れていかれるのかもしれないし、それをさらに市役所に申請しなければならないというのは、利用者にとって大変なことだと思いますので、ぜひ、利便性を考えた対応をお願いしたいと思います。

次に、65歳問題ですけれども、これは、障害者の方が65歳になったときに、今まで障害福祉サービスを利用していた人が、自治体から介護保険サービスを使うようにということで要請されるものですが、なぜ、そういうふうになるかという、障害者総合支援法7条というのが根拠になっているとお聞きしました。上天草市でも、障害者が65歳になったとき、介護保険に移行したということで、障害福祉の相談支援が受けられないという事案が発生したとお聞きしました。その障害支援、障害福祉の相談支援をこれまでずっと受けてきた方が、それを受けられなくなったということで、特に精神的な障害を持っていらっしゃる方は、その環境が変わるということでもとても大変な思いをされているようです。それで、この問題についてどうお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） お答えします。障害者が65歳になった場合の障害福祉制度

と介護保険制度の適用関係につきましては、社会保障制度の原則であります保険優先の考えのもと、介護保険サービスが原則優先されるということになります。サービスの内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものにつきましては、障害福祉サービスを引き続き利用できることとなっております。

このことから、議員御質問の相談支援につきましては、障害福祉サービスの利用計画の作成などの相談支援と認識をしております。介護保険に移行してサービスを利用する場合は、介護支援専門員によるサービスの利用計画であるケアプランの作成などの相談支援を受けることとなるため、現在の制度上、障害福祉サービスの利用計画の作成などの相談支援は受けられないこととなります。これまで障害福祉サービスを利用していた方の心情としましては、サービスの利用計画の作成などの相談支援を行う担当者が変わることによって不安や戸惑いを感じられていると推察をしているところでございます。

市としましては、対象となる障害者に丁寧な制度説明に努めるとともに、介護支援専門員が実施をしますサービス担当者会議等に、従前の担当者も出席をし情報を共有するなどにより、障害者が安心して適切なサービスを受けられるようサービス提供事業者へ助言や支援を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 多分この事案についても、市側と施設側と御本人との意思疎通というか、そういうのがうまくいかなかったというところに問題があったのかなと思います。制度上、両方のサービスを使うということは出来ないというのが、この障害者総合支援法7条ということですので、それからすると、両方使うということは出来ないんでしょうけれども、二重にサービスは受けられないということですけど、しかし、厚生労働省が介護保険給付を優先するというふうにしつつも、一律に介護保険サービスを優先させることなく、個々の状況に応じて支給決定がなされるようお願いするという通達文書を市町村に出しています。これは、令和5年、今年の6月30日に通達が出ているそうです。東京の国立市では、介護保険は強制しないと。本人から介護保険の申請がない限りは、障害福祉サービスを継続できるとしていて、こういう自治体も今増えてきているようです。一律に介護保険サービスに変更させるのではなく、本人が制度を選択できるようにする。厚労省の通達にも、個々の障害者の障害特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で支給決定を行うことと文書にありました。ぜひ、本人の意思を尊重していただき、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次に、利用料についてですけれども、住民非課税世帯の場合、障害福祉サービスの利用料は無料となっています。介護保険を使うと、月に1万円5,000円の利用料が発生します。きょうされんという団体がありますが、このきょうされんは、障害者に対する支援をする事業所の連絡会です。このきょうされんという団体が調査したそうですが、障害者の81.6%は年収122万円以下だそうです。利用料負担は厳しい障害者の暮らしを圧迫します。負担軽減のための支援というのは

ないのかどうかを、お尋ねします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） お答えします。障害福祉サービスの利用者負担につきましては、原則1割となっております。生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯の利用者負担は無料となっているところでございます。

一方、介護保険サービスにつきましては、所得に応じて原則1から3割の負担であり、生活保護受給者等の低所得者におきましては、先ほど議員申されたとおり、月額1万円5,000円を上限として利用者負担が発生することになっております。

このような利用者負担の発生に対応し、高齢の障害者の介護保険サービスの利用を促進するため、平成30年4月から、利用者負担を軽減する仕組みである新高額障害福祉サービス等給付費というものが新設をされております。この新高額障害福祉サービス等給付費につきましては、65歳に達する日前5年間にわたりまして、障害福祉サービスを利用していた高齢の障害者に対しまして、障害福祉制度により介護保険サービスの利用者負担を軽減するものでございまして、本市におきましては、これまでの給付実績はない状況でございます。介護保険サービスの利用しやすい環境を整備するため、今後、制度の周知に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 部長から今答弁いただきましたように、この障害者の方たちの65歳になったときの問題、また、そのサービス利用料についての問題、こういうのは、やはり障害者の方が65歳になった時点での意思疎通といいますか、先ほども言いましたが、行政と施設と御本人の話合いが御本人に分かりやすいように、また、施設の人に対して分かりやすいような面談といいますか、そういうのがとても重要じゃないかと思っておりますので、今、部長もおっしゃったように、この制度の周知も含めて、そういう場面が来たときには丁寧に説明して、本人、または、今まで使ってきた施設の方に理解していただくような対応をこれからもしていただければと思います。よろしくお願いします。

では、次に移ります。公衆トイレの維持管理についてですけれども、この公共施設の総合管理計画というのがあります。私は、前回、この中の市営住宅と教員住宅について取上げました。今回は、公衆トイレについてお尋ねもしますが、いろいろ調べているときに、この公共施設の総合管理計画には少ししか載っていなかったんですよ。そのほかにいろいろ調べていきますと、ここに載っていないたくさんトイレがありました。それぞれ担当課が違いますので、後でまとめて担当課からいろいろ答弁していただければと思います。

まず、私も全部ではないですけど、市内の公衆トイレを見て回りました。この間のコロナ感染拡大で、和式を洋式にとか、洗面台の改修を行われているトイレも結構ありました。この総合計画に載っているところを見ると、古いものは建設から44年とか30年とか経っていました。載っていないものは分かりませんが、全部じゃないけど、おおむねきれいに管理といいますか、清掃はされていると思いましたが、市が管理する公衆トイレについて、今後、改修の計画をされ

ているトイレがあるのかどうかを、まず、お聞きいたします。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（坂田 結二君） よろしく願いいたします。

公共施設総合管理計画アクションプランにつきまして、トイレ単体の施設として掲げているトイレでございますけれども、これは14施設ございます。いずれも利用の多い施設であるとして、現状維持で継続利用となっております。

これらの施設につきましては、計画的な修繕を行いながら維持管理していくとされておりまして、軽微な修繕につきましては、施設ごとの取組方針の概算費用のうち維持費として毎年計上されております。各施設トイレの個別の改修の予定やバリアフリー化等につきましては、各担当部署から、この後説明していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） それでは、幾つもの課にわたりますので、私の質問の通告にしてありますバリアフリー化とトイレの入り口の問題ですね。見て回った中で、男性用トイレと女性用トイレが同じ中にあるのがありました。

それと、もう一つは、見て回った中で、牟田漁港にあるトイレは、男性の小便器二つありましたが、最初私が9月の初めに見て回ったときは二つとも故障中で使えませんでした。じゃあ、男性の方はどこでするのかな、大便器のほうでするのかなと思ったんですが、昨日もう一度見に行きましたら、ここはきちんともう直っていました。修繕されてありました。

それと、もう一つ、教良木内野河内山村広場にあるトイレも故障中という紙が貼ってありました。それで、そちらには、私まだその後見に行っていないので、それが修繕されたのかどうか分かりませんが、先ほど部長がおっしゃったように、故障があれば、その都度、各担当課で修繕はしているということですので、私が見て回ったところで気付いた教良木内野河内地区山村広場のトイレはどうなのかというのをお聞きしたいのと、それぞれの担当課の方に、バリアフリー化と男女一緒のトイレになっていることについて、それぞれにお聞きします。

このバリアフリー化については、実は、以前、江樋戸の公衆トイレで、下が濡れていたというのもあったんですけど、障害のある方が転んで複雑骨折されたということがありました。それで、そのことをお聞きし、私は行政側に言ったんですが、そこは早選手すりを付けていただいて、手すりを持って障害のある方も行けるようになっていました。ただ、見て回ったトイレの中で、ほとんどどこも、入り口から実際には手すりを付けたほうがいいと思うんですけど、手すりが付いていない。

それと、蔵々港のトイレはとてもきれいなトイレでしたけれども、山側から行くとあまり段差は感じなかったんですが、海側から行くと、段差があって、高齢者とか障害のある方にはとても行きにくいトイレかなとも感じました。それで、このバリアフリー化とトイレの入り口の問題について、各担当課から答弁していただければと思います。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○**経済振興部長(山本 一洋君)** バリアフリー化とトイレの一緒になっている2か所でよろしいですか。経済振興部で所管していますアクションプランに記載してあるトイレは、全部で12か所あります。そのうち、バリアフリー化ということで、手すり、スロープ、身体障害者用のトイレなどが設置など、全部もしくはいずれかが完了しているトイレは10か所となっております。

そのほか、蔵々と姫戸公園の公衆トイレのうち蔵々港につきましては、利用状況や利用頻度を考慮し、バリアフリー化の検討をしてみたいと考えております。

次に、男女一緒になっているのが、姫戸公園にあります公衆用トイレが1か所男女共同使用となっております。できれば別々にしたほうがいいんでしょうが、また、建設からかなり時間も要していますし、ちょっと利用者も少ないため、その辺は今後の検討課題だと捉えております。

それと、教良木内野河内のトイレと言われたのは、教良木ダムのところですかね。

○**9番(宮下 昌子君)** じゃなくて、教育委員会所管じゃないですか。山村広場です。

○**経済振興部長(山本 一洋君)** 分かりました。以上です。

○**議長(桑原 千知君)** 建設部長。

○**建設部長(岩永 裕一君)** よろしくお願いたします。お答えします。

建設部所管のトイレについては、カントリーパーク花海好内の公衆トイレが1か所となっております。手すりは設置済みで、出入口及びトイレ内に段差はなく、バリアフリーに対応したつくりとなっております。入り口につきましては、女性と男性、多目的トイレ、入り口は全て分かれております。

○**議長(桑原 千知君)** 教育部長。

○**教育部長(赤瀬 耕作君)** お答えさせていただきます。

公共施設総合管理計画のアクションプランにおいて、教育部が所管するトイレは、龍ヶ岳のグラウンドトイレの1施設で、本計画の取組方針としては、現状維持で継続利用とし、適宜修繕を行いながら維持管理を行っていくこととしており、大規模な改修を行う予定はございませんが、また、先ほど申されました他施設について、社会体育施設で屋外使用を想定しているトイレが、その他7か所ございます。これにつきましても、基本的には、適宜修繕を行いながら維持管理を行っていく予定としております。

バリアフリーに関して言いますと、龍ヶ岳の場合は、基本的には、トイレの洋式化については、生活様式の変化や避難所としての機能向上をするため、洋式がなかった山村広場に一部改良を行いました。また、現在、洋式トイレが設置されていない施設はないということになっております。

段差解消につきましては、ほとんどの施設で利用に支障がない状況で、段差がある施設が山村広場と大矢野の弓道場に2か所ございますが、利用者も限られ、現在までの苦情はございません。手すり等については、当初から設置してあるものを除き、改めて設置したものはございません。男女共用のトイレの形態についてですけれども、基本的には男女別になっておりますが、山村広場は入り口が一つで、右と左で男女が分かれている状況と、旧龍ヶ岳中学校のグラウンドに小さ

なトイレがございまして、それは両方兼用のトイレということですのでけれども、利用者も当然限られておりまして、苦情等もなく今のところ改修の予定はございません。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） もう終わりですかね。バリアフリー化については、洋式に変えたり、そういうのは進んでいるということですけど、一つずついけば、例えば、経済振興部長が答えられたバリアフリー化ですけど、手すりがないところが結構あると思いますので、ほかのところもそうですけど、手すりはそんなに費用もかからないのではないかと思います。今、障害者の方だけじゃなくて、高齢化も進んでいて、上天草市も相当高齢化が進んでいますので、高齢者の人たちが外に出ていったときにやはり利用するんですね。それで、私なんかもそうですけど、ちょっとした段差でつかかったりしますので、やはり手すりは公衆トイレには必要じゃないかなと思います。まず、そのバリアフリー化といいますか、手すりを付けていただきたいなと思います。

それと、段差については、先ほど教育部長が言われた2か所あって、苦情はないとおっしゃいましたけども、苦情がないからせんでいいのかという問題じゃなくて、高齢者や障害者の人たちに優しいまちづくりをするためには、行政として、段差をなくす、手すりを付けるとか、そういうのはすべきだと思います。苦情がなくても、ぜひ、そういうところは順次していただきたいと思います。

男女一緒のトイレは、今でき上がっているものをつくり変えないといけませんので大変かもしれませんが、例えば、旧龍ヶ岳中学校の場合は敷地内ですので、不審者が来たりとか、いろいろそういうのではないと思いますが、ひとつ岩谷の漁港のトイレは、維持管理は県ですか。

○経済振興部長（山本 一洋君） はい。県です。

○9番（宮下 昌子君） 県なんですね。岩谷の漁港にトイレがありまして、そこを見に行ったときは一緒でした。あそこは港にありますから、国道沿いでもありますし、皆さんが来られるし、周りに植木があってあまり見えないところでもありますので、今は事件もいろいろ起きているじゃないですか。盗撮問題もありますし、そういうのを防止するためにも、あそこのトイレはあんまりよくないなと思いました。私が利用するにしても、もうここに男性用の小便器があって、それと同じところにドアはありますけれども、私たちが使うトイレがあるわけですよ。もし、そこに男性がいたら、なかなか私はトイレを使えません。だから、やはりそこは県に要望していただきたいと思います。

全部見て回っていないので分かりませんが、ぜひ、そういうふうにバリアフリー化はできるところから、特に利用率が高いところから順次していただければと思います。

先ほど姫戸公園の話がされましたが、私も姫戸公園にも見に行ってみました。姫戸公園は、もう今台風の被害とかああいふので桜の木も折れたりして、行く人は少ないと思います。地元の方たちが、整備を一時期皆でされてはいたんですけど、今はそれもなくなって、見に行ったときに結構あそこの公園にずっと歩いていくと、広場のところに神社もあるんですけど、神社も管理さ

れていないように思いました。草ぼうぼうでした。

トイレはその手前にあったんですけど、ここの管理は経済振興部だったですかね。多分誰も職員の方も見に行っていらっしゃらないんじゃないかなと思いました。入ってみて、まず、左のほう、昼間行ったんですけど、電気はどこもつきっ放しでした。男性の小便器というか、便器じゃないんですね。50年、60年前の私が小学校ぐらいの頃の男性の方が下にセメントで長くなっていて、そこにしたおしっこが流れていくトイレが昔あったじゃないですか。そのトイレだったんですよ。その後ろに女性用の、女性用というか大便器があったんですけども、そこもまだ和式のままで入れないです。クモの巣だらけでほこりもいっぱい、とてもこれは管理しているとは思えませんでした。一度、職員の方に見に行ってもらってください。

この姫戸公園については、公園自体をどうにかしないといけないと姫戸町の人たちも思っていて、昔は桜の花がとてもきれいで、熊日なんかには桜の開花情報が載ってくるじゃないですか。ああいうのには一番にこの姫戸公園が載っていたんですよ。それが、今は、この何十年かな、20年ぐらい多分ほったらかしというか管理されていないので、例えば、台風が来て木が倒れたら、そのあと伐採して植樹をすとかですね。公園の下にはずっと歩道もあったんですよ。歩いて行けるような、そういうのも今行けない状況じゃないかなと思いました。この姫戸公園のトイレについては、非常に残念な思いで見帰ってきたんですけども、ぜひ一度担当課で見に行っていていただいて、せめて掃除ぐらいはしていただくといいかなと思いました。

全体的に、最後に、市長にお伺いしたいんですけども、この公衆トイレのバリアフリー化はできるところからしていただきたいんですが、そのバリアフリー化と姫戸公園のトイレも含めた今後どうするかというような、多分姫戸の住民の方から市に対して要望もあがってきているんじゃないかと思うんですけども、このトイレのバリアフリー化と姫戸公園の全体的なものについて、市長にお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） トイレについては、やはり多くの市民の皆様方の利用もあるし、観光客の方々からもおもてなしの精神が伝わるようなトイレにするのが理想だと思いますし、今後、整備するのはもちろん、いわゆるその多目的トイレとして機能できるようなトイレにすべきだと思いますし、優先順位を付けて、トイレのそういった手すりも含めて利用者にとって非常に優しいトイレにしていきたいと考えております。

ただ、先ほど申し述べましたとおり、アクションプランに載っていないトイレも幾つもありまして、全部をやっていくというのは非常に難しくなりますので、やはり利用度に応じて廃止すべきトイレも、もしかしたらあるのだろうと思っておりますので、そういった部分についても検討していきたいと考えています。

それと、姫戸公園については、御指摘のとおり、私の子供の頃は花見のメッカでしたので、当時はたくさんの方々が花見をしながら、わいわいそういった会があったので、トイレも多分かなりの利用度はあったんだろうと思います。今は、公園機能がかなり低下していますので、

利用率は下がっているんだろうと思うんですが、御意見の中にもあったように、地元の区長さんを中心として要望が出ているのも事実です。当時、要望が出たときに、観光おもてなし課の課長以下数名で、その要望があった方々と現地視察もしております。私にも来てほしいということだったんですけど、どうしてもその時行けなかったので視察は出来なかったんですけど、そのあとに意見交換をさせていただきました。

もちろん桜の老木というか、かなり老いているということがあって、思ったように花が咲かないのも事実だし、それをボランティアでやるというのは非常に難しい状況にありますので、これまで姫戸町のシンボリックな公園でしたので、何らかの手を入れて再生してほしいという非常に強い思いをいただきまして、今、おもてなし課のほうで、どういった形で木を植えていくかというか、結局植え替えるということが一つ前提となりますので、そういった部分を今検討しています。

もし、本当にあそこにまたこれまでのように人が集まるようになれば、当然トイレが必要になりますので、そのときにどういったトイレを導入するかは検討していきたいと思います。もちろん浄化槽を設置して大型トイレを付けるとなると、それはそれなりにまた予算がかかりますし、今は以前設置したように循環型のトイレも出てきていますし、今はまた少し安くなったんじゃないかなという思いもあるので、そういった部分も含めて検討していきたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） トイレについては、利用率の高いところから、ぜひ、このバリアフリー化は早急に進めていただきたいと思います。姫戸公園についても、まず、公園整備も今から考えていかなきゃいけないし、大変時間もかかるんですが、まず、今あるトイレを見に行っていて、きちんと掃除をしていただければね、あそこを通った人でも利用できると思うんです。とてもあの辺行っても利用できるようなトイレではありませんでした。ぜひ、そこは早急に、きちんと掃除をすれば古くても使えますのでお願いしたいと思います。

今日私が取上げました公衆トイレの問題にしても、障害者の問題にしても、ぜひ弱者に優しい政治を行っていただくことをお願いしたいと思います。私たち健康な人たちは、その立場にならないとなかなか分からないんですけども、私もだんだん年取ってきまして、忘れ物をしたり、突っかかってこけたりとかすることが増えてきて、だんだん自分の年というものを感じてくるんですけども、まずは、行政としては、弱者の方たちの気持ちに立った対応であるとか、それも面倒くさがらずに優しく丁寧にということを職員の皆さんは心がけて、ぜひ、そういう対応をしていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、9番、宮下昌子君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩します。1時から会議を開きます。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 2番、会派天政みらい、井手口隆光です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

まず、NHKの連続ドラマ小説「らんまん」を見ておまして、30歳代に知った荒尾市出身で、日本の仏教詩人と言われます坂村真民氏の詩を思い出しました。その詩を歌にされた歌手がおられまして、その当時に行われておりました天草郡市自治体職員意見発表会で、私がおの歌を披露したことが忘れられません。その詩が心に残っておりますので、少し御紹介させていただきます。

「一本の道。木や草と人間とどこがちがうのだろうか。みんな同じなのだ。いっしょうけんめいに生きようとしているのを見ると、ときにはかれらが人間より偉いとさえ思われる。かれらは時がくれば、花を咲かせ実をみのらせ、自分を完成させる。それに比べて人間は何一つしないで終わるものもいる。木に学べ草に習えとわたしは自分に言い聞かせ、今日も一本の道を歩いていく。」

それでは、一般質問に入ります。今回は、産後ケア事業について、再生可能エネルギーについて、区長等の要望に対する対応について、これからの上天草を思い、一般質問をさせていただきます。

まず、産後ケア事業についてお伺いいたします。

子供を育てる環境を含めた教育環境と医療環境は、その地域に住む人にとって非常に大事なことであり、と考えております。産後ケア事業につきましては、事業を利用される方の声を聞き、今年3月に自分なりに上天草市と苓北町で担当者等からのヒアリングを行い、近隣の宇土市等の状況を併せて調べました。産後ケア事業は、ざっくり言うと、出産後の母子が助産師などの専門家から心身の支援を受けられる事業であります。平成29年8月の産前産後サポート事業ガイドライン、産後ケア事業ガイドラインによりますと、事業の目的は、本ガイドラインにおける産後ケア事業は、市町村が実施し、分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、自治体が設置する場所、これは保健センターなどとなっておりますが、または、対象者の居宅において、助産師の看護職が中心となり、母子に対して母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とすると書いてあります。

政府は、異次元の少子化対策の中で、心身の負担軽減に向けて産後ケアの強化を掲げ、本年6月30日付けで自治体に通知したとの記事を8月13日の熊日新聞朝刊で目にしました。今年3月に私なりに調査し改善出来ないかと考えた点を健康福祉部長へ投げかけて、その時点での回答

をいただいておりますけれども、引き続き検討してほしい点はございましたので、半年ほどが経った今、具体的な進捗があったのかを含めお伺いしたいと思います。

まず初めに、令和4年度までに、産後ケア事業を活用された実績をお伺いいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） よろしくお伺いいたします。

本市においては、母子保健法に基づき、出産後に心身の不調や育児の不安がある母子を対象に、安心して子育てができるよう助産師等によるサポートを行う産後ケア事業を令和4年2月から実施をしております。令和3年度の申請及び利用の実績はございません。令和4年度におきましては、申請者数13人で、うち利用者数が9人となっております。

また、産後ケア事業におきましては、宿泊型、通所型及び訪問型のケアを市内及び近隣市の医療機関、または、助産所に委託をして実施をしており、令和4年度の利用実績につきましては、宿泊型が利用者数1人、利用延べ回数1回。通所型が利用者数7人、利用延べ回数9回。訪問型が利用者数2人、利用延べ回数が3回となっております。

○議長（桑原 千知君） 井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 部長、ありがとうございます。実績は少ないようにも見えますけれども、これは、御家族や御親戚等の御支援によって、母親の孤立を防いでいる一面もあるのかなということで、田舎に住むよさの一面を少し感じたところでございます。

次に、本年6月30日の通知で、どのような変更点があったのかを、お伺いいたします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） お答えします。令和5年6月30日付けで、こども家庭庁から、産後ケア事業のさらなる推進を図るため、産後ケア事業の対象者の考え方や、市町村に対する産後ケア事業の実施及び体制整備に関する国庫補助の拡充等について通知があったところでございます。産後ケア事業の対象者につきましては、産後に心身の不調、または、育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められるものから、産後ケアを必要とするものに見直し、支援を必要とする全ての方が利用できる事業であることが明確にされました。

また、産後ケア事業の利用者負担の軽減措置に係る国庫補助につきましては、令和4年度に創設された非課税世帯を対象とする軽減措置に加えまして、令和5年度において、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、非課税世帯以外の全ての利用者を対象とする軽減措置が導入されたところでございます。

○議長（桑原 千知君） 井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 部長、ありがとうございます。産後に心身の不調に陥りやすい方もおられると思いますので、専門的な方の見地から助言や御指導をいただくということは非常にありがたいことだと思っております。産前からの取組とともに、母子の健康のために、この事業を最大限生かしてほしいと願っております。

次に、今年3月に私が調べたときには、上天草市において、申請から決定までの期間が1週間

ほどかかるケースがあるとお伺いしておりました。天草市では、基本3日以内、ときには申請時に決定するというところもあるとお聞きしまして、本市において、決定までの期間が長過ぎるのではないかとということで、部長のほうに改善を求めました。その時点から改善された点があれば、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） お答えします。産後ケア事業の利用決定に当たりましては、保健師の面談による産婦の心身及び育児の状況、産後の支援及び医療的介入の判断等を踏まえた産後ケアの必要性と利用料金決定のための世帯の所得状況を確認しており、産後ケアの緊急性がある場合を除き、申請から利用決定まで平均7日間を要していたところでございます。

現在、産後ケアの緊急性がある場合は、即日訪問等による保健師の面談を行い、翌日までに利用決定ができるよう対応をしております。通常の場合においても、産婦の心身の状況等を鑑み、短期間で利用決定ができるように努めているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） ありがとうございます。母子の状態というのは、日々変わることが考えられます。できれば申請時に即決して困り事の解消につなげてほしいと伝えておりましたけれども、若干改善されているということをお聞きしまして安心しました。できれば、このようなケースにつきましては、事後決裁、事業の利用を連絡していただいて、先に事業を利用し、その利用された事業者の方の実績報告を受けてからでもいいのではないかと考えております。

対象者が支援を必要とする全ての方が利用できるよう変更となったと先ほど答弁をいただきましたけれども、困り事があるから、この事業を申請されるということでございますので、今後、利用が増えることも予想されますことから、申請者の心情に寄り添う形で事業を進めていただくことを望みたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、使用料などの件ですけれども、短期入所型につきましては、本市、天草市ともに同じでしたが、居宅訪問型、通所型につきましては、利用回数、自己負担額に相違がありました。苓北町は、本年4月から開始するというところでお伺いしておりましたが、天草市を参考に進めていきたいとお聞きしておりました。私は天草地域は揃えてもいいのではないかとということで、その時に健康福祉部長にお伝えしましたところ、利用される場所が天草地域だけではないと。その関係自治体とのすり合わせも必要となるということをお聞きしまして、なるほどなところだと思ったところでございます。しかし、事業を利用される方にとりましては、自己負担額がなるべく少ないほうがいいのではないかと感じておまして、天草市でヒアリングを行ったときには、事業開始当時は無料であったけれども、自己負担額が無料では国の制度にのらないということで、前市長のワンコインという声で1回100円になったと聞いております。

ここで質問ですけれども、利用回数、自己負担額などを決定された経緯と、3月以降に関係自治体と協議されていれば、その経過と、最終結果として改正できるのかどうかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） お答えします。本市の産後ケア事業の利用回数及び利用料金につきましては、国の産後ケア事業ガイドラインや県内他市の状況を参考にするとともに、産後ケア事業を実施している医療機関及び助産所との調整等を踏まえて設定をしているところでございます。産後ケア事業の利用回数及び利用料金の見直しの検討に当たりましては、これまで天草市をはじめ、近隣の市との継続した情報交換を行うとともに、県の研修会において、県内市町村の取組状況等新たな情報収集に努めているところでございます。

今後、産後ケア事業を利用しやすい環境を整えるため、申請から利用決定までの期間の短縮や利用料金等の見直しを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） ありがとうございます。今後、産後ケア事業の利用しやすい環境を整えたいという答弁がございましたので、ぜひ期待をしたいと思います。

健康福祉部長、ちなみに、この事業で利用できる上天草市内の施設をちょっと御紹介いただければなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） 先ほど答弁させていただいたように、産後ケア事業につきましては、医療機関、または、助産所に業務委託をして実施をしているということで、上天草市内におきましては、上天草総合病院に事業の実施をお願いしているところでございます。その他、上天草総合病院を含めまして6か所の医療機関及び助産所に委託をしております、天草市が4か所、宇土市が1か所、計6か所となっております。

○議長（桑原 千知君） 井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） ありがとうございます。政府が異次元の少子化対策として各種事業を展開されております。少子化の流れを止めることは非常に難しいことだと私個人的には思っておりますけれども、それでも何もしなければ世の中何も変わりません。時には直接的な支援も必要でしょうけれども、長期的な視点で考えるならば、市の施策の中で間接的な支援を行っていくことで必要な部分が見えてくるということもあるのではないかと考えております。そういった施策を展開しながら、利用者の声を聞き、次につなげるデータもとれると思いますので、市の施策はやって終わりではございませんので、明日につなげる一歩として考えてほしいと思います。

できれば、国の施策の中で全て賄ってもらえれば一番ありがたいなと個人的には思っているところでございますので、機会があれば、そのような声もあげていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

次に、再生可能エネルギーについてお伺いをいたします。

再生可能エネルギーにつきましては、興味があることというのは、以前の議会の一般質問でも申し上げておりましたけれども、先進的な事業展開を進めている長崎県五島市の取組につきまし

て、以前から出向こうと思っておりましたけども、8月にやっと出向くことが出来まして、お話を聞くことが出来ました。その中で理解出来た内容の報告を交えながら、自分なりの考えを申し上げていきたいと思っております。

脱炭素社会、地球温暖化、SDGs、よく耳にする言葉ですけれども、本市では、令和4年6月23日に上天草市ゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに本市の二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする取組を推進するということしております。

五島市をちょっと御紹介いたしますけれども、いただいた資料によりますと、五島市は、総面積420平方キロメートルほど。11の有人島と52の無人島で構成されているということでございます。令和4年4月1日現在で、人口3万9千509人、高齢化率は令和2年国勢調査によりますと40.8%と、高齢化がうちと同じで高い地域かと思っております。基幹産業は一次産業であるものの、漁業就業者は意外と少なく、平成30年の調査によりますと、952人、平成5年から1,799人の就業者が減少していると聞いております。

五島市におけます再生可能エネルギーに対する取組につきましては、当時の市長が、日本初の試みであること、新たな産業育成につながることを、漁業に好影響があるのではないかと、この3点を思いながら取り組むことを決定されたと、私に説明をされた担当者は当時のことを聞いているようでございます。

その中で、浮体式の洋上風力発電、これにつきましては、2010年に環境省の実証事業が開始されまして、2014年には、この電力を活用した水素製造、日本初の水素燃料電池船を試験運用、2016年には、環境省経済産業省連携事業の実証事業を開始され、現在1,000キロワット発電機設置に向けて進められると聞いております。

浮体式風力発電ですけれども、風車全体は全長で172メートル、海上に96メートルが出まして、水面下に76メートルが沈む形となっており、係留につきましては、チェーンを3方向に引いているそうです。その中で再生エネルギー導入実績を伺いましたところ、風力発電、太陽光発電、水力発電で、電力自給率56.3%とお聞きしました。電力需給率というのは、これは、あくまでも推定値ですけれども、再生エネルギー発電量を市内の消費電力で除した数字で、浮体式洋上風力発電8基が完成いたしますと、この率が80%を超えるだろうと話されておりました。

ここで質問ですけれども、本市においては、今、一番適しているということで、太陽光発電事業を推進しておられます。家庭用の実績を把握されているかどうか分かりませんが、市内における電力自給率をどの程度と考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） よろしくお伺いいたします。お答えいたします。御質問の市内全体の電力自給率につきましては、根拠となる数値を把握しておりませんので、資源エネルギー庁が公表しております本市の太陽光発電設備等の設置件数及び容量について回答させていただきます。令和5年3月現在、市内の太陽光発電設備等の設置数は1,372件、内訳として、10キロワット未満が1,009件、10キロワット以上が363件であり、容量が3万9千1

806キロワットとなっております。また、令和4年3月現在における太陽光発電設備等の設置数は1,318件、内訳として、10キロワット未満が971件、10キロワット以上が347件であり、容量が3万368キロワットでありましたので、この1年間に、10キロワット未満が38件、10キロワット以上が16件、容量としては1,438キロワットの増となっております。

令和5年4月1日現在の本市世帯数が1万1,232戸であることを考えれば、事業者が設置した売電目的の施設を差し引いたとしても、既に1割以上の世帯で太陽光発電設備等が設置されているものと考えます。

なお、本市が補助を行っております太陽光発電システムの設置補助件数については、事業を開始した平成28年度からの総計で97件、容量としては674.1キロワットという状況でございます。

○議長（桑原 千知君） 井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 部長、ありがとうございます。太陽光発電設備が上天草市内で10%以上の方は世帯で付けていただいているということで理解してよろしいですね。ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、国は様々な統計調査を行っておられ、多くの事業を展開する基礎資料となっていることから、市民生活部で把握できる数字につきましては、事業を推進しながら多くのデータを収集していただいで次に生かすということを考えていただければなと思っております。よろしくをお願いします。

次に、五島市の取組方であるほどと思ったことがございます。浮体式洋上風力発電事業を進めるに当たって、自治体の負担は多くないというか、ないというふうにお聞きしました。実証実験で行いました環境省からの譲渡を受けました1基は市名義であるそうですけれども、他の機材は全て事業者の持ち物ですから、建設費、運営管理費など事業者が負担することになります。市名義のものも事業者の関係者が運営しているということで、実質的な負担はないそうです。市が担うべきことというのは、漁業者であったり、漁協であったり、その他関係者の交渉とお聞きをしました。

そして、この浮体式洋上風力発電の機材につきましては、固定資産税の償却資産、船舶の取扱いになるということで、その固定資産税が20年間見込めるということで、その一部を基金として活用し、特に、漁業振興と教育には力を入れたいと担当者は申されております。

風や潮の流れも貴重な財産であると。その財産で得られた利益を市民に還元し、五島の持続的な発展につなげたい考えであるとお聞きしました。また、水面下70メートル超の巨木のような風車に小魚が集まっている写真がございました。漁業との共生、これは海の森林化という説明を受けました。小魚が集まれば、大型の魚が集まることは容易に想像がつきますので、漁業振興の一翼を担っているということは想像がつくかと思えます。

そこで、本市で浮体式洋上風力発電を考えたときに、水深100メートル程度が必要だという

ことですので、湯島沖ぐらいいかなと思いましたが。また、潮流を活かすなら、橋の下あたりが考えられますけれども、船の航行に支障があるかもと考えるとなかなか難しいことだなと思っております。

しかし、お聞きした固定資産税等を考えますと、企業を何社か誘致したくらいの価値があるものだと思います。

ここで質問ですけれども、本市でもこれまで再生可能エネルギー政策について様々な角度から調査研究されてきたと思っておりますけれども、どのような経緯をたどってきたのか、お伺いしたいと思います。また、どこかの事業所から御相談等はなかったのか併せて伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（桑原 千知君） 企画政策部長。

○企画政策部長（坂本 公生君） よろしくお願ひいたします。近年の再生可能エネルギーに關します取組といたしましては、再エネ導入目標策定事業を数年前に実施をいたしまして、将来の温室効果ガス排出量に關する推計、再エネ導入目標等について調査検討を行ったところでございます。その結果、省エネ行動の推進、民生部門電源の再エネ化、森林吸収の可視化等の施策を実施することで、2013年度に19.4万円トンCO₂であった温室効果ガス排出量を、2050年には、99.5%削減することが出来、2050年のカーボンニュートラル達成に向け、道筋が見えてきたところでございます。

なお、民生部門電源の再開に当たりましては、環境省の再生可能エネルギー情報提供システムを活用し、本市のポテンシャルを分析いたしましたところ、やはり太陽光発電のポテンシャルが一番高く、導入する余力も大きいことから、太陽光発電を第1候補と今のところ考えているところでございます。

また、昨年度、地域エネルギー会社事業可能性調査を実施いたしました。詳細については、本市議会の議案質疑の中で御答弁させていただきましたとおりでございますが、本業務におきまして、この地域エネルギー会社の事業性の検証、組織に關する検討及び事業収支シミュレーションなどについて整理を行ったところでございます。

なお、発電事業者からの御相談という点でございますけれども、企画政策部におきましては、私が把握しているところでは、特に相談を受けておらないところでございます。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 市民生活部の視点からお答えさせていただきます。

本市におけるエネルギー政策につきましては、国の補助金等を活用した公共施設への再生可能エネルギーの活用や他の自治体のカーボンニュートラルへの取組調査を行っているところでございます。昨年6月、本市のゼロカーボンシティ宣言を發出した際に、再生可能エネルギー分野において、住宅用省エネルギー設備の導入促進を行うことを掲げ、現在、太陽光発電システムを設置する際の補助を行っているところであり、今後、風力発電など様々なエネルギー対策についても、カーボンニュートラルへの実現に向けた施策に活用できるよう検討してまいりたいと考え

ております。

また、再生可能エネルギーに関する相談につきましては、小型風力発電についての補助金等の相談はありましたが、事業所等から大規模施設設置に関しての相談は受けていないところでございます。

○議長（桑原 千知君） 井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 二人の部長、ありがとうございます。それぞれの答弁で、それぞれの立場でしっかり考えてこられたということを感じました。これからもよろしくお願いします。

この浮体式洋上風力発電に関しまして、先日、地元の先輩から、次のようなことをお聞きしました。30年ほど前に、友好のある事業者の方からこの話を聞きまして、五島市で取り組まれるという情報も見まして、その方に連絡しましたところ、事業者の選定に漏れたというようなお話だったそうです。

五島市が実証実験を始めたのが2010年でございます。今から13年前ですから、民間の事業者は、その十数年ほど前にはその構想を持っていたということになります。国の思いが先なのか、民間事業者の構想が先なのか、それは分かりませんが、そのようなお話から、やはり私たちの情報収集の大切さというのをさらに感じました。

経済産業省の2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を見ますと、産業政策、エネルギー政策の両面から成長が期待される14の重要分野について実行計画を作成し、国として高い目標を掲げられ、可能な限り具体的な見通しを示されております。

先ほどからお話がありましたけれども、本市で私も何ができるかは分かりませんが、単独で出来ないことも広域で取り組めばできることもあるかと思えます。環境に優しい上天草市であってほしいと願う一人でございますので、今後、何かしら取組を考えてみようという思いがありましたら、お話しいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（桑原 千知君） 企画政策部長。

○企画政策部長（坂本 公生君） お答えいたします。御指摘の再生可能エネルギーの活用については、先ほどの再エネ導入目標策定事業により、本市のポテンシャルを鑑みて太陽光発電が今のところ第1候補であると説明をいたしました。実は、それ以外につきましても、洋上風力及び中水力の導入可能性もこれまで検討してきたところでございます。ただ、検討の結果、それらの導入量、導入可能量につきましては、第2次熊本県総合エネルギー計画に記載をされました環境省及び新エネルギー産業技術構造総合開発機構の算出した市町村別の各再エネの導入可能量を参考といたしますと、残念ながらゼロという結果になり、導入は今のところ困難ではないかなと考えているところでございます。

なお、そのほかの水素燃料、洋上ソーラー、波力発電につきましても検討を行いましたところ、技術的課題やコストの問題から、現時点の活用は難しいものの、今後普及が進んだ段階で活用可能性を改めて検討することとしたいと考えてございます。

なお、第一候補となつてございます太陽光発電に関する今後の課題といたしましては、その事

業の主体的なプレーヤーといたしまして、地域エネルギー会社の設立について検討しているところでございます。先ほど答弁をさせていただきましましたとおり、地域エネルギー会社事業化可能性事業により、事業性の検証、組織に関する検討、事業収支シミュレーションなどについて整理をいたしました。この結果、地域エネルギー会社を事業実施主体とし、太陽光を利用したP P A事業を行うことによりまして、事業化について見いだせたものの、市が出資を行うという観点から、不測の事態におけるリスク等への対応が懸念されることから、現在、他市町村の事例も参考に慎重に検討を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、国が示しています地域脱炭素ロードマップによれば、再エネを活用した地域脱炭素は地域の経済活性化、地域課題の解決にも貢献できるとされておりますことから、本取組に限らず、天草地域全体、あとは、御指摘のような広域こういった可能性も含めまして積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 市民生活部からお答えさせていただきます。今後の取組としましては、カーボンニュートラルの達成に向け、具体的な取組事例や方針を盛り込んだ計画を策定の上、取組の実践を図りたいと考えております。具体的には、公共施設の電灯のLED化及び再生可能エネルギーの活用を盛り込んだ再生可能エネルギー普及推進計画アクションプランを策定の上、市として、どのような取組を推進していくのか明示してまいりたいと考えているところです。

なお、カーボンニュートラルを達成するためには、ごみの減量化や資源ごみの分別強化によるごみ焼却時の二酸化炭素排出抑制などの取組も重要であると考えておりますので、再生可能エネルギー活用の促進と併せ推進してまいり所存でございます。

○議長（桑原 千知君） 井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 二人の部長、ありがとうございます。何べんも同じようなことをお聞きしましたがけれども、積極的に検討を進めたいというお話がございましたので、うれしい限りでございます。本当によろしく願いいたします。

さらに五島市の情報を提供したいと思っておりますけれども、五島市も本市と同じように、UIターン促進プロジェクトというものを実施されております。その実績をお聞きしましたところ、平成30年度から令和4年度までの5年間で毎年度200人以上の方が移住されているようで、そのうちの75%が30歳代未満だと聞いております。若い方が地域に注目してくれることはいいことで、人を引きつける何かがあるんだと思います。上天草市も決して負けている地域ではないと私自身思っておりますので、本市も魅力向上に努めて定住者が増えることを願っております。よろしく願いします。

今回のこの五島市における研修は非常に有意義な時間となりました。五島市の取組が環境に寄与することはもちろんですが、使う電力を自ら賄うこと。その電力を有効に活用すること。事業への自治体の負担は少なく、かつ、自主財源の確保につなげていることなどなどすごいなと思っ

たところですが。研修していただいた職員の方も30代の職員でしたが、素晴らしい方で、私は地元のために汗をかきますとはっきり申されております。本市の職員の中にも熱い人はいっぱいおられますので、初心を忘れるべからずではございませんけれども、その精神で職務を全うしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、市民等からの要望事項に関わる執行部の対応についてお伺いしたいと思います。

市民等からの要望事項につきましては、各部署において、要望書や電話などで個人的なやりとり、地区の声として区長が連絡されるか、要望書を提出されるケース、それから、議員が住民の声として連絡されるケースなど様々な声が届けられていると思います。その対応につきまして、それぞれの部署で統一した扱いをしているものと私自身は理解しております。

今回は、舗装工事や道路附帯設備の補修等につきまして、その対応をお伺いしたいと思います。

まず、建設部建設課におきまして、舗装や道路側溝などの補修要望が多く寄せられていることと思いますけれども、令和4年度の一年間で寄せられている要望の数がどのくらいあるのか、お伺いいたします。災害対応分は除いて、できれば舗装補修、側溝補修といった分け方で御答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） よろしくお伺いいたします。令和4年度に建設課へ寄せられた市民などからの要望の件数につきましては375件で、町別では、大矢野町が187件、松島町が89件、姫戸町が46件、龍ヶ岳町が53件となっております。

要望の種別として多いものは、道路排水施設に関するものが84件、道路補修関連が52件、安全施設に関するものが39件、法定外公共物の水路に関するものが30件、道路の舗装改修に関するものが30件、そのほかには、道路の通行に支障を来す樹木の伐採や除草、道路維持関連や法定外公共物の里道整備に関するものが多い状況となっております。

要望者につきましては、区長様からの要望が155件、直接市民の方からの要望が155件、そのほかで市会議員の皆様からの要望が37件となっております。

○議長（桑原 千知君） 井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） ありがとうございます。私も市民の方からお声をいただいたときには、その内容が、私の判断で大きくないものは直接担当課長と電話で話したり、写真を送れる環境であれば送ったりしております。長引きそうだなと思う案件につきましては、要望書をまとめて、できるだけ区長の名前で、必要があれば、その地域内の区長の連名で提出するようにしております。話をお聞きしますと、そういった対応をされている区長さんも結構おられるかなとお聞きしております。

その要望の内容は大小あるかと思いますがけれども、今お聞きしたところでは、建設課には、昨年一年間で375件寄せられているということで、私が在籍したときには220件ぐらいかなという意識がありましたので、非常に多くなっているなという感想を持ちました。ですから、全てやり切れるというところではございませんので、過去のやり残しを含めると、相当数がやはり

出てくるのかなと思ったところでございます。

次に、職員は連絡を受けた後、現場を確認し、その状況を把握し、必要があれば対応案を含めた報告書の作成、図面等を引きまして工事費の積算、それから、予算の確保、発注、施工、竣工といった流れになるのかなと思いますけれども、であれば、やはり要望案件を解決していくためには相当の時間がかかります。要望された区長等におかれましては、住民から、まだ出来ていない、出来ないということで問われるケースが結構あるかと思っておりますけれども、職員もそれに早く応えたいという思いをやはり持っているとは私と考えております。けれども、予算を確保して発注しないと、なかなかそこは解決しないということでございます。それに、これだけの案件があるということは、一度に解決するものではないと思っております。

そこで、多くの要望の中から施工箇所を選択する際に、どのような手順で、何を基準に優先順位を付けておられるのか。以前の議会でも聞かれたと思っておりますけれども、もう一度御答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えいたします。優先順位を付ける際の考え方として、一番に優先することは、事故につながる案件と考えており、道路のポットホールなどの箇所については、舗装用のアスファルト合材を常備し、迅速に対応できるように取り組んでおります。既存の予算で対応可能な比較的小規模の側溝蓋の破損や構造物の破損などの危険度が高い箇所につきましては、年間を通じ、原材料費や機械借上げを活用し優先的に対応を行っているところでございます。ほかにも、道路や水路の排水等が個人の生活に影響を及ぼす場合についても、優先的に対応を行っているところでございます。

既存の予算で対応出来ない比較的大規模な道路改良等の要望につきましては、舗装の状況、車両の交通量、安全性、小中学校通学路、要望からの経過年数などを考慮し、優先順位を付けて整備を行っております。

また、側溝などの要望整備につきましても、排水の状況、危険度、小中学校通路、交通量、要望からの経過年数などを考慮し、優先順位を付け整備をしているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 部長、ありがとうございます。造った構造物につきましては、老朽化して壊れていくものと理解しておりますけれども、必要なものは、やはり補修をしながら使っていかなければなりません。俗にいう長寿命化ということですが、しかし、要望があった案件次第では、公共でなければならぬものも当然ありますけれども、やはり見て判断して、個人がそれはすべきですよというものもあるかと思っております。また、線引きが難しいものもあるかと思っております。そういったものは、全て公共でやらなければならないというわけではございませんので、ぜひ、しっかり説明していただいて、御理解を得てほしいと思っております。

また、要望者からは、やはり以前はやってくれたじゃないかと、くれたんだけどなというよう

な声を聞くことがございますけれども、そこは以前の話であって、現在はそうではありませんというのをしっかりお伝えしていただきたいなと思います。

それと、建設部にお伺いしますけれども、道路の新設工事、改良工事というのは、どのような点を考慮して取り組まれているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（桑原 千知君） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） お答えします。道路改良等につきましては、現在の道路の状況を確認した上で、必要性について、利用状況、車両の交通量、小中学校通学路、危険箇所の数、公共施設等の立地状況、道路線形等を考慮し、普通建設事業計画に基づき優先順位を付け、道路整備を実施しております。

また、事業の実現性として、想定する一般的な工法で工事が実施可能か。相続多数等による用地の購入が難航する土地はないか。基本計画ができた時点で地元説明会を行い、同意が得られたかなどを確認しております。併せて事業実施に係る予算の財源として、交付金、補助金の活用が可能か。費用対効果など総合的に判断し、事業の実施に向け取り組んでいるところでございます。

○議長（桑原 千知君） 井手口隆光君。

○2番（井手口 隆光君） 部長、ありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、過去の議会でも、この案件につきましては、何回か答弁された経験があると思いますけれども、その内容をしっかり復習していただいて、組織の中でもう1回きちんと統一見解を示されて、事業の必要性を説明できるのであればやるんだと、できなければやらないという選択肢もあるのかなと思います。そのような判断を行うことで、多くの要望に応えられる予算を確保できるということも考えられますので、今回質問させていただきました。

また、今回、建設課におきまして、市道の舗装要望の状況をヒアリングさせていただきましたが、平成21年度からの要望件数は296件、施工済み件数が101件で、対応済みというのが、率でいうと34%にしか満たないということでございます。いろいろちょっと考えたんですが、舗装済みの市道の全面積というのが194万円1,000平方メートル以上あるということで、設計時に舗装の耐用年数というのは何年で考えるのかと、私は15年ぐらいかなと思ったら、20年で計画すると聞きましたので、20年ごとに市道の舗装の改修を行うと仮定した場合には、1年で9万円7,000平方メートルという計算になります。これに今の概算工事費をお聞きしましたところ、平米当たり1万円だという単価をお聞きしまして、それを純粋にかけると、年間9億7,000万円の予算が必要になる計算になります。これは、交通量が違ったり、通る車両が違ったりで舗装の傷み具合も違ってきますので、一概には言えないと思うんですけども、単純な計算で申し訳ありませんが、要望の中の舗装工事を一つとったとしても非常に大きな金額となるということでございますので、担当課の職員にも、現場をしっかりと見ていただいて市民の声に対応していただければ助かりますけれども、やはりその状況につきましては、しっかり区長さんあたりには説明していただきたいなと思います。

先ほどから、区長という表現をしておりますけれども、私の考え方は、地区の代表は区長で

あると思っております。したがって、区長が知らぬところで、事の進捗は図っていただきたくない。個人であれ、議員からであれ、それぞれの要望がございましたも、区長を交えた相談をしていただきたい。対応をしていただきたいと願っております。

併せて寄せられた要望の対応状況を、一年に一度でようございますので、進捗状況を区長へ報告していただけるならば、区長も住民の方に説明がしやすいのかなど。これにつきましては、今年度やりますよ。それにつきましては、ちょっと待ってくださいねという表現ができるのかなと思っておりますけれども、そのような報告は出来ないのかなと思います。現場は見に来たけれども、その後連絡がないよという声も聞くことがございますので、これに関しては答弁は要りませんけれども、事務量が増えることにはなりますけれども、ぜひ、部署内で御検討いただければと思っております。

最後に、管理職の皆さんにお願いですが、皆さんがぶれると部下が困ることになります。職員一丸となって職務に当たっている姿を見ておりますので、時には部下のために壁となっただき、時には友のように部下と接していただいて地域を盛り上げるために頑張ってください、そのように思います。

コロナの影響で4年ぶりの開催となりました本年8月15日の夏夢音HIMEDO夏祭りの際には、多くの市職員の姿を見ることが出来ました。これは、もう以前から御協力いただいている姿でございます。商工会関係者はじめ地域の皆様の頑張りがあって、この夏祭りが開催されておりますけれども、来場者も非常に多かったように感じました。そこに市職員が協力してくれている姿を見ますと、やはりうれしい、ありがたいなと思っております、私も職員として準備から片付けまで長年やってきた1人として、この場をおかりしましてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

また、地域を作っていくのは人でございます。人を育てることは非常に大きなことですので、私も頑張りますけれども、ともに汗をかいていただきたい。そのように思いますので、よろしくお願いたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原 千知君） 以上で、2番、井手口隆光君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時02分

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、何川雅彦君。

○8番（何川 雅彦君） よろしくお願いたします。8番、新誠会、何川雅彦。議長のお許しが出ましたので、通告書に従い一般質問を行います。

早速質問に入ります。まず、子ども医療費助成制度における助成方法の見直しについて、順を追って質問いたします。

現状での子ども医療費助成事業における保護者の一部負担金、これは保険が適用された金額ではありますが、この助成方法をお伺いします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） よろしくお願いいたします。お答えします。

本市におきましては、子供の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るため、子ども医療費助成制度により、子供の医療費に要した一部負担金の額を助成しております。一部負担金の助成方法につきましては、市内の医療機関を受診する場合、受給者証を提示することにより、保護者の窓口負担がなくなる現物給付となっております。

市から一部負担金の審査支払いに関する業務を委託している熊本県国民健康保険団体連合会、または、社会保険診療報酬支払基金熊本支部を通して当該医療機関へ一部負担金の額を支払う仕組みとなっております。

一方、市内の医療機関の場合は、保護者が一旦窓口で一部負担金を支払い、後日、市に一部負担金の助成申請の手続を行う償還払の形をとっております。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦君。

○8番（何川 雅彦君） 部長の答弁のように、現状では、上天草市内は支払い不要で現物給付でございますが、市外の医療機関になると、一旦支払いをして、窓口申請して、後日指定口座に振り込まれる償還払ということになっております。

次の質問です。過去3年間の子ども医療費の助成実績と市内と市外の医療機関の受診状況をお伺いします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） お答えします。過去3か年度の子ども医療費の助成件数と助成額の実績につきましては、令和2年度が3万円5,165件、6,975万円7,708円、うち償還払いが9,387件、2,538万円8,320円。令和3年度が3万円6,849件、7,651万円2,661円、うち償還払いが9,261件、2,729万円9,282円。令和4年度が3万円6,571件、7,477万円2,761円、うち償還払が8,334件、2,285万円8,619円となっております。償還払の助成件数が約25%を占めているところでございます。

また、直近令和5年8月診療分における子供の市外の医療機関の受診状況としましては、市町村別では、主に、熊本市、天草市、宇土市、宇城市、嘉島町。診療科別では、主に、総合診療科、耳鼻咽喉科、歯科、皮膚科、眼科となっております。市内の医療機関に受診科がない場合などは、近隣市町村の医療機関を受診している状況でございます。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦君。

○8番（何川 雅彦君） 確かに、市内に診療科がなければ、選択の余地なく市外の医療機関を受診せざるを得ない状況であります。それでは、市外医療機関における一部負担金の償還払に

対して、市民、これは保護者の皆さんですが、市民からの意見や要望は上がっているのか、お伺いします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀨崎 裕慈君） お答えします。市外の医療機関における一部負担金の償還払に対して、保護者の方々から、これまで償還払いの手續に手間がかかる、一部負担金が少額の場合は申請を見送っている、市内の医療機関と同様に現物給付にして欲しいなどの声を聞いているところでございます。

また、本市に転入される保護者からは、上天草市においても、市外の医療機関を現物給付にしてほしいとの要望があることから、市外の医療機関における一部負担金の助成方法の見直しを感じているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦君。

○8番（何川 雅彦君） 上天草市としては、今のような意見ですが、県内の他の自治体、他の市はどうなっているのか。県内各地の子ども医療費助成事業における助成の状況をお伺いします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀨崎 裕慈君） お答えします。県内14市におきましては、対象となる子供の年齢等が異なるものの、本市を含めて全ての市において、子ども医療助成事業を実施しております。各市における一部負担金の助成方法につきましては、県内他市町村の医療機関においても現物給付としている市が、近隣の宇土市及び宇城市をはじめ9市となっております。

一方、市内の医療機関のみを現物給付としている市が、本市をはじめ熊本市、人吉市、天草市、阿蘇市の5市となっております、特に近隣市においては足並みを揃える必要があるのではないかなと感じております。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦君。

○8番（何川 雅彦君） 県内を見ても、約3分の2の市が市外も現物給付となっている状況であります。上天草市としても、市外医療機関における保護者の一部負担金、この助成方法を償還払から現物給付へと見直す考えはあるのか、お伺いします。

○議長（桑原 千知君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀨崎 裕慈君） お答えします。市外の医療機関における保護者の一部負担金の助成方法を償還払から現物給付へ変更した場合、保護者の窓口負担及び一部負担金の助成申請の手續がなくなり、利便性の向上が期待されるとともに、市における償還払に係る事務の軽減につながります。また、現物給付化に当たっては、市の事務負担を軽減する観点から、一部負担金の審査支払いに関する業務を熊本県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金熊本支部に委託することになるため、審査支払い手数料の増額が必要となる一方で、償還払の事務に係る人件費が同程度削減できる見込みと考えておりますので、費用対効果が十分にあると思います。

市としましては、これまで申し上げました子ども医療費助成制度の目的、子供の医療機関の受診状況、保護者の意見要望、県内各市の取組状況及び費用対効果を総合的に勘案しまして、子供が市外の医療機関を受診した場合も現物給付となるよう、令和6年度からの実施に向けた取組を進めていきたいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦君。

○8番（何川 雅彦君） この質問の最後ですが、今の健康福祉部長の答弁では、非常に前向きでございました。この件に関して堀江市長の考えをお伺いします。

○議長（桑原 千知君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 部長の答弁にあったように、導入を考えるタイミングに来ているとは思っております。健康福祉部長は、子ども医療費助成制度を一緒に説明していましたが、県内の自治体の助成制度はまだ様々あって、やはり一部負担を求めている自治体もあるし、小学校、中学校で対応が分かれているところもあります。

ただ、上天草市の場合は、もう現時点で18歳まで完全無償化無料化という内容にしていますので、やはり市内と市外での負担のメリットというか、負担感を限りなく軽くするには、窓口での負担をゼロにするというのがあるべき姿ではあるとは思っています。ただ、これまでいろんな検討すべき要素もあったんですけど、御承知のとおり、18歳まで上げた段階で高校生も対象になったわけで、市内だけの病院でカバーできるということではなくなってきたというのも事実でもあるし、私としては導入したいと考えています。

ただ、この導入に当たっては、やはり市内の医療機関にもある程度の周知と御理解が必要かなと思っていますので、そういう手続を経た上で導入に向けて検討したいと考えております。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦君。

○8番（何川 雅彦君） 様々な問題をクリアして、来年度からの導入をよろしく願いいたします。

次の質問です。生成AIの自治体業務での活用についてということでございます。

6月議会に続いて、チャットGPTに代表される生成AIに関する質問です。6月議会では、今の総務部長が兼任で企画政策部長ということでやりとりをいたしました。その後、7月より、企画政策部長として、総務省から坂本部長が着任されました。いわゆる中央省庁からの出向であります。着任後、初の市議会一般質問ということで、これまでどんなキャリアを積んでこられたのか。ぶしつけな質問でございますが、お答えいただければ、お願いします。

○議長（桑原 千知君） 企画政策部長。

○企画政策部長（坂本 公生君） よろしく願いいたします。

今年7月に御縁をいただきまして、この上天草市役所に転職をいたしまして、現在、企画政策部長を拝命しております。前職は、今、先生からもありましたように、総務省におりました。ここでは、主に大臣官房の関係として省全体の取りまとめ業務でありますとか、郵政関係といたしまして、大分終わりのほうでしたが、郵政民営化の関係でありますとか、郵便事業、郵便法の

関係を担当していたり、あとは、ここが一番メインだったんですが、情報通信技術、ICT、こちらの利活用の関係をやってございました。特に、サテライトオフィス、当時ふるさとテレワークというような言い方をしましたが、サテライトオフィスの推進でありますとか、あと、教育分野における情報化の推進、はたまた障害者の方、高齢者の方のICTの利活用の推進、こういった利活用業務に取り組んできたところでございます。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦君。

○8番（何川 雅彦君） ということで、本題に入らせていただきます。生成AIについては、様々な自治体で業務における活用についての検討が進められており、また、民間においても、例えば、ユーザー行動の分析から予測等のマーケティング活動の支援や、FAQ、これは日本語に訳せば、よくある質問ということですが、FAQによるお客様対応など様々な活用がなされていると報じられております。生成AIによって生み出されるのが、文字や数字だけでなく画像やイラストも生成することが可能となりますので、今後、内部業務での活用から、生成AIを活用した製品開発が日進月歩で進んでいくものと考えられます。

このような生成AIについては、去る6月議会において質問し、活用に向けての検討を開始する。一部業務に活用できるよう検討を重ねるとの答弁をいただいております。その後の進捗状況についてお伺いします。また、生成AIの機能を鑑み、どのような業務での活用を具体的に想定しているのか、お願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 企画政策部長。

○企画政策部長（坂本 公生君） お答えいたします。生成AIの業務利用に向けた検討状況についての御質問でございますけれども、まず、行政報告にありましており、生成AIに関する職員アンケートによりまして、半数以上の職員が関心を示している、業務利用に前向きであるということが判明してございます。これを踏まえまして、現在、関係する一部職員におきまして、国や他の自治体の取組を参照にしながら、例えば、機密性の高い情報や特定情報を入力しない、もしくは、出力された情報について審議をちゃんとチェックするといったような暫定的な検証ルールを設定した上で、8月21日から9月15日のまでの間に生成AIを試行的に業務で活用しているところでございます。

試行期の終了後に利用した職員に聞き取りを行いまして、課題の洗い出しや導入効果の高かった業務を具体化いたしまして、本格運用に向けて生成AI利用のガイドラインを策定する予定となっております。

なお、生成AIが具体的にどのような業務で利用されるのかについてでございますが、試行開始前の段階では、例えば、挨拶文やメール文、事務文章などの素案の作成や誤字脱字のチェックや文章の要約。はたまた文書の翻訳ですね。あと、収集した情報の比較分析等を想定しているところです。試行期間があしたまででありますので、まだ試行参加者から正式に聞き取りは出来ておりませんが、一部漏れ聞くところによると、お礼文の作成や文章の要約、もしくは、文書の翻訳ですね。こういった用途で使用しているとの声をいただいているところでございます。昨年度

行いました市職員の業務量調査の結果から、全庁的な傾向といたしまして、資料の作成や文書の作成に作業時間を要しているという結果が出てございますので、生成AIを業務に利用することによって作業時間が短縮され、職員の負担軽減や業務効率化につながることを期待しているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦君。

○8番（何川 雅彦君） 次の質問です。こちらも6月議会で触れましたが、当然、生成AIの活用にはリスクがあります。例えば、国のほうでは、7月4日に東大×生成AIシンポジウムが開催されました。その場で、岸田総理から、生成AIのリスクへの懸念についても触れておられますし、チャットGPTを開発したOpenAI社のサム・アルトマンCEOも、インタビューの場で利点が大きくなるに比例してリスクも大きくなると述べています。生成AIに限らず、新しい技術については、まず使ってみることが重要だと考えております。市の取組の方向性、これは今始まったばかりであります、やはり光が強過ぎれば影も大きいというように、大きなメリットとともにリスクも大きくなります。その辺りについては、どのように考えているのか、お伺いします。

○議長（桑原 千知君） 企画政策部長。

○企画政策部長（坂本 公生君） お答えいたします。生成AIにつきましては、少子高齢化や職員が認証する中で、デジタルトランスフォーメーションによる業務改革や生産性の向上などを図るための必要なツールとして大きな期待が寄せられているところでございます。

ただし、今、先生御指摘のとおり、その一方で影の部分ですね、機密情報の漏えい、著作権保護や偽情報対策、サイバー犯罪への悪用などのリスクが社会秩序を揺るがしかねないとして、逆に利用を制限すると、こういった動きもございます。このため、積極的な活用、そして、慎重に検討する、こういった双方の主張がよく報道等で散見されるところではございますが、生成AIをはじめとした新しい技術の導入を慎重の一辺倒として避ければ、DXによる業務改革など絶好の機会を逃すことになりかねません。先生御指摘のとおり、まずは使ってみることが重要と考えてございますので、安全面を確保しながら利用していくことが重要です。

このため、現在試行していると先ほど申し上げましたが、公開を予定しない機密性の高い情報は入力しないこと、出力された情報の真偽を確認すること。こちらは、先ほど申し上げましたとおりですが、この他に、出力された情報について差別的な表現や倫理反する表現、著作権を侵害しているような表現がないかどうかを確認すること。引用時に生成AIを利用した旨明示すること、利用した際には、入力した情報や出力された情報の内容の記録をきちんと行うことといったような暫定的なルールを定めておるところでございます。

これらのように、そのメリット、デメリットを十分踏まえた上で、その理由について推進してまいりたいと考えてございます。

○議長（桑原 千知君） 何川雅彦君。

○8番（何川 雅彦君） これも、最後に、堀江市長にお伺いしたいと思いますが、6月、9月

と2回連続で、この急速な進化を遂げる人工知能である生成AI。これを、上天草市の業務にいかにも有用にできるかという観点から質問をしてみました。

堀江市長に伺いますが、この生成AIに限らず、新しい技術というか、テクノロジー、このようなものに、市としてどんな姿勢で臨むのか、最後に質問の締めにお伺いします。

○議長（桑原 千知君） 堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 新しいテクノロジーがこういった形で出てくるのかとか、そのものについては、まだ想像出来ない部分はあるんですけど、ただ、こういったデジタル化の流れというのは、人手不足であるとか、労働環境の改善とか、働き方改革にとっても非常に有効な手だてだと思っていますし、今後は、多分そういった流れになっていくだろうと思っています。我々としても、そういう最新テクノロジーが導入できる環境になれば積極的に採用していきたいという思いはございます。

ただ、何川議員も御指摘のように、一方では、そういった情報漏洩等のリスクも抱えているわけで、一遍にというよりは、やはり少しずつでも導入しながら、そのメリットデメリットを検証しながら導入していくことが懸命かなと考えているところでございます。

どちらにしても、やってみないと分からないというのは、先ほど議員御指摘のとおりでございますので、我々としても、今後の社会情勢の変化も踏まえて、デジタル化の流れには乗り遅れないように精いっぱいやっていきたいと考えております。

○8番（何川 雅彦君） ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、8番、何川雅彦君の一般質問は終わりました。

本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、明日9月15日午前10時から行います。本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時23分